

埼玉県・適格消費者団体等連絡協議会設置要綱

(設置)

第1条 県民の消費生活の安定及び向上を図るため、埼玉県（以下「県」という。）と県内の適格消費者団体等（特定適格消費者団体を含む。以下「適格消費者団体等」という。）が互いに連携し、情報提供などを行う埼玉県・適格消費者団体等連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会においては、次の事項について協議を行う。

- 一 適格消費者団体等が消費者団体訴訟制度に基づく差止請求及び被害回復（特定適格消費者団体に限る）を行う場合に必要とする情報の提供に関すること。
- 二 適格消費者団体等が裁判外の事業者への申し入れを行う場合等における県と適格消費者団体等との情報交換に関すること。
- 三 その他、県と適格消費者団体等との連携及び役割分担に関すること。

(構成)

第3条 協議会は、次の機関の代表者により構成する。

- 一 埼玉県県民生活部消費生活課
- 二 埼玉県消費生活支援センター
- 三 特定非営利活動法人埼玉消費者被害をなくす会

2 会長は、埼玉県県民生活部消費生活課長の職にある者をもって充てる。

(協議会の開催)

第4条 協議会は年に2回開催するほか、必要に応じ開催する。

2 協議会は、会長が招集する。

(協議会及び議事録の公開)

第5条 協議会の会議及び議事録は非公開とする。ただし、構成機関の合意が得られたときは公開することができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、埼玉県県民生活部消費生活課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年2月5日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年9月18日から適用する。